

基礎法学

Vimala Legal Mind



Vimala
Legal Mind

法律の解釈

法は問題解決の道具である。

前提：法は事件解決の道具である。

しかし、文言通り適用してもうまく解決できない場合がある。

なぜか？

1. 法は文章なので、様々な読み方ができる場合。
2. もともと法に不備がある場合。
3. 時代の変遷により、想定外のことが起こったりする場合。
4. 文言通りに適用すると妥当な結論にならない場合。

などがあるから。

では、法に不備がある場合とは、どんな場合か？

1. 法の文言が不明確である場合
2. 要件が書いていない場合
3. 複数の法律が適用できる場合に、矛盾が生じる場合
4. そのまま条文を適用すると結論が不当になる場合

そこで、法律の「解釈」が必要になる。

法律の解釈とは？

1. 法律の文言を通常の意味より、拡大したり縮小したりして読む。

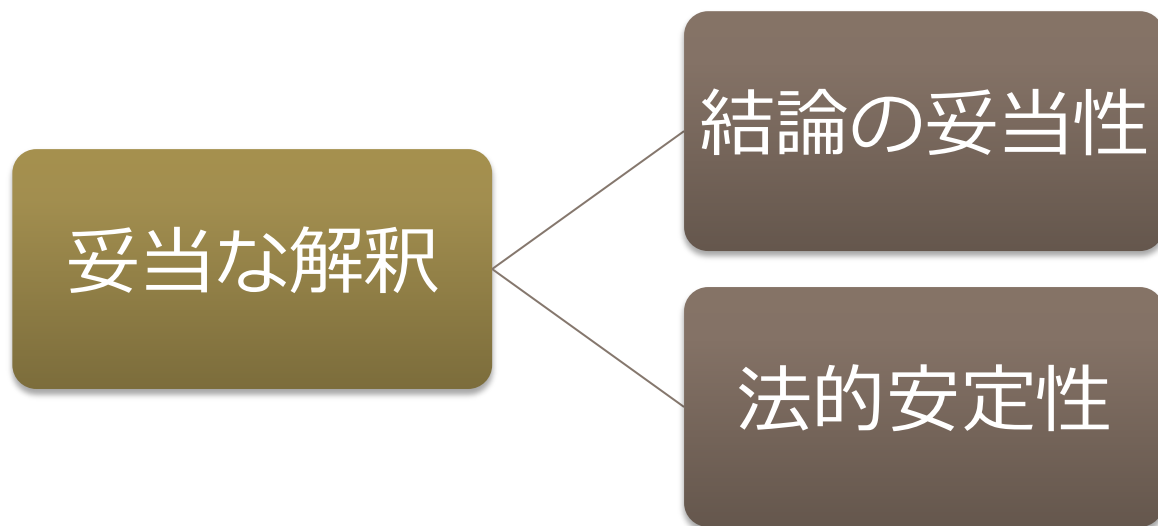
例：傷害 ⇒ 人の生理機能を害したと解釈する。そうすると、病気にさせた場合も含まれることになる。

2. 他の場面を想定して作られた、似たような状況の条文を適用する。

例：強制収用の補償の規定を予防接種事故に遭った人へ適用する。

3. 条文には書いていない要件・効果を考えて付け加える。

例：人を傷害した者を処罰する規定に、人には（自分）を含めないと加える。



- 結論の妥当性
- 法的安定性

論点とは？

よく論点という言葉を聞くと思いますが、論点とは、上記の「解釈」に争いがある点のことです。

論点を克服するための論理構成を「法律構成」といいます。

＊単純に覚えるべき点を「論点」という表現をしている通信教育やネット講座がありますが、間違っています。

法律構成

- 裁判所が考えた論理構成を判例という。
- 学者による論理構成を学説という。

裁判所は、法律構成が必要な場合、判例を用いる。これは、特段の事情のない限り、同じ事件では同じ処理をしなければ、法的安定性を損なうからです。ということは、判例は法源ということができる。要するに、条文の不足を補い、事実上条文に準じた働きをするというわけです。

基本六法

憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法

法的責任 （法的対応）

ある人が飲酒運転で事故をおこしてしまった。どのような責任があるか？

民事上の示談をしたとしても、刑事責任がなくなるわけではない。これら3つは別のもの。

- 刑事上の責任 ： 危険運転致死傷罪 業務上過失致死傷罪 * 1
- 民事上の責任 ： 不法行為責任
- 行政上の責任 ： 免許の停止や取消 道交法違反の刑罰

* 1 自動車事故の場合、かつては刑法上の業務上過失致死傷が適用されていましたが、近時の悪質な自動車事故に対して厳罰を科すべく、平成19年に自動車運転過失致死傷罪が刑法において新設されました。

さらに、上記のとおり、刑法の特別法として自動車運転処罰法が新設されて過失運転致死傷罪が設けられるに至りました。

法源の分類

成文法と不文法

- 成文法 : 憲法 各法律 命令 規則 条約 (条文がある)
- 不文法 : 慣習法 判例法 条理 (条文がない)

日本は成文法主義である。

- 成文法主義 : 行動の基準は分かりやすいが、時代の変化に対応しにくい。
- 不文法主義 : 時代の変化に対応しやすい。

(法律と同一の効力を有する慣習) 法適用通則法

第三条 公の秩序又は善良の風俗に反しない慣習は、法令の規定により認められたもの又は法令に規定されていない事項に関するものに限り、法律と同一の効力を有する。

法は原則として遡及効はない。

法律を過去に遡って適用することはできない。

法の構造

法律は「要件」と「効果」で成り立っている。

ある条件（要件）のときに、ある効果が発生することが書いてあると考えて差し支えないと思います。

慣習法の効力

不文法の中に判例法や慣習法があるが、慣習法はどんな法にも応用できるのか？

- **刑法 法源となり得ない**
- 民法 法源となり得る
- 商法 法源となり得る
- 国際法 法源となり得る （黙示の合意の場合）

法の効力が生じるまでのプロセス



法の成立 → 公布 → 施行

原則

- 法律：公布した日から起算して 20 日を経過した日から
- 条例：公布した日から起算して 10 日を経過した日から

*これと異なる場合もある。

法の効力の範囲

- 属地主義 : 国の領域内
- 属人主義 : その人の所属する国の法を適用
- 保護主義 : 国籍 犯罪地を問わず自国の刑を適用

準拠法

渉外的な私法関係 日本 「法の適用に関する通則法」

たとえば、ロシアでアメリカ人に暴行を受けた。この場合で日本の裁判所に訴える場合、裁判所はロシアの法を適用する。

（不法行為） 法適用通則法

第十七条 不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、加害行為の結果が発生した地の法による。ただし、その地における結果の発生が通常予見することのできないものであったときは、加害行為が行われた地の法による。

法律 命令 条例 規則について

- 法律 → 国会
- 命令 → 行政機関（国）
- 条例 → 地方公共団体の議会
- 規則 → 法で定められた事項に関して、その具体的内容や手続きを定めたもの

※裁判所の違憲審査権には条例も含まれる。

※下級裁判所にも違憲審査権は認められる。

法の階層 優劣関係

憲法 > 法律 > 命令（政令 > 府令 > 省令 >） 条例

命令には、政令・府令・省令がある。

政令：政府が定めた命令

府令・省令：内閣府・各省で定めた命令

- 上位の法は下位の法に優先する

- 特別法は一般法に優先する
- 新法は旧法に優先する

罪刑法定主義

ある行為を犯罪として処罰するためには、立法府が制定する法令において、犯罪とされる行為の内容、及びそれに対して科される刑罰を、予め明確に規定しておかなければならないとする原則のことをいう。 ⇔ 罪刑専断主義。

- 法律なければ刑罰なし = 罪刑法定主義
- 犯罪、刑罰は明確に規定されていることを要する * 条例であっても法律の委任があれば制定できる。

→ 刑が不明確であることは許されない。 例えば、 刑に処すとか、懲役に処すとかでも、×

自由主義と民主主義との関係

- どのような行為が犯罪に当たるかを国民にあらかじめ知らせることによって、それ以外の活動が自由であることを保障することが、自由主義の原理から要請される。
- 何を罪とし、その罪に対しどのような刑を科すかについては、国民の代表者で組織される国会によって定め、国民の意思を反映させることが、民主主義の原理から要請される。

法諺 法格言

- 権利の上に眠る者は保護に値せず 例：消滅時効
- 悪法も法なり （法実証主義） ⇔ （自然法思想） 悪法は法にあらず
- 自白は証拠の女王である ： 法定証拠主義。かつては自白が有罪の要件であった。

※現在の日本では唯一の証拠が自白である場合、有罪にはできない。（刑訴 319 条 2 項）

- 事実の不知は許されるが、法の不知は許されない

特に刑法で法を知らなかったという弁解が通用するか？ という問題 責任主義の観点から

- 契約は遵守されなければならない。 法規説 ⇔ 合意説
- 法は家庭に入らず ： 家庭内の問題に法は関与しない。 例：親族相盗例
- 過失なければ責任なし ： 例外：製造物責任法
- 法律なければ犯罪なし ： 罪刑法定主義（日本・大陸法系）

刑事訴訟法

第三百十九条 強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない。

○2 被告人は、公判廷における自白であると否とを問わず、その自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には、有罪とされない。

○3 前二項の自白には、起訴された犯罪について有罪であることを自認する場合を含む。

第二百四十四条 配偶者、直系血族又は同居の親族との間で第二百三十五条の罪、第二百三十五条の二の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯した者は、その刑を免除する。

2 前項に規定する親族以外の親族との間で犯した同項に規定する罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

3 前二項の規定は、親族でない共犯については、適用しない。

製造物責任法

（目的）

第一条 この法律は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「製造物」とは、製造又は加工された動産をいう。

2 この法律において「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。

3 この法律において「製造業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

一 当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者（以下単に「製造業者」という。）

二 自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示（以下「氏名等の表示」という。）をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者

三 前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者

（製造物責任）

第三条 製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第三項第二号若しくは第三号の氏名等の表示をした製造物であつて、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。

大陸法系 英米法系

- 大陸法系 起源はローマ法 フランス ドイツ → 成文法主義
- 英米法系 イギリス アメリカ → 判例法主義

	大陸法系	英米法系
法の形式	成文法主義	判例法主義
公法と私法	明確に区別	不明確
刑事と民事	明確に区別 ※附帯私訴	不明確
裁判	参審制度	陪審制度
裁判官	職業裁判官	法曹一元制

附帯私訴

刑事事件で、公訴が提起されたときに、事件の被害者が被告人に民事上の損害賠償を請求する訴えも併せて提起する制度。（大陸法系）

日本の現行刑事訴訟法には、附帯私訴は定められていないが、2008 年（平成 20 年）12 月、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律 17 条以下に、附帯私訴に類似する損害賠償命令制度が定められた。

参審制と陪審制

- 参審制 : 一般市民から選出された参審員と裁判官がともに評議、事実認定・量刑判断を行う。
- 陪審制 : 一般市民から無作為に選ばれた陪審員が評議を行う。裁判官とともに評議をしないという点で参審制と異なる。

キャリア裁判官（職業裁判官）と法曹一元制

法曹一元制とは、弁護士経験者から裁判官・検察官を任用する制度、または法曹経験者から裁判官・検察官を任用する制度をいう。（英米法系 日本）

大陸法系では、キャリア裁判官、キャリア検察官として弁護士経験を必要とせず、直ちに裁判官・検察官に任用されるキャリア制度がとられている。

裁判所法

第四十二条（高等裁判所長官及び判事の任命資格） 高等裁判所長官及び判事は、次の各号に掲げる職の一又は二以上に在つてその年数を通算して十年以上になる者の中からこれを任命する。

一 判事補

二 簡易裁判所判事

三 検察官

四 弁護士

五 裁判所調査官、司法研修所教官又は裁判所職員総合研修所教官

六 前条第一項第六号の大学の法律学の教授又は准教授

○2 前項の規定の適用については、三年以上同項各号に掲げる職の一又は二以上に在つた者が裁判所事務官、法務事務官又は法務教官の職に在つたときは、その在職は、これを同項各号に掲げる職の在職とみなす。

○3 前二項の規定の適用については、第一項第二号乃至第五号及び前項に掲げる職に在つた年数は、司法修習生の修習を終えた後の年数に限り、これを当該職に在つた年数とする。

○4 三年以上前条第一項第六号の大学の法律学の教授又は准教授の職に在つた者が簡易裁判所判事、検察官又は弁護士に就いた場合においては、その簡易裁判所判事、検察官（副検事を除く。）又は弁護士の職に在つた年数については、前項の規定は、これを適用しない。司法修習生の修習を終えないで簡易裁判所判事又は検察官に任命された者の第六十六条の試験に合格した後の簡易裁判所判事、検察官（副検事を除く。）又は弁護士の職に在つた年数についても、同様とする。

第四十三条（判事補の任命資格） 判事補は、司法修習生の修習を終えた者の中からこれを任命する。

裁判

過去問 平成 15 年

わが国における紛争解決制度についての記述として、正しいものはどれか。

1. 独占禁止法違反事件では、公正取引委員会による審決が終審となり、裁判所で裁判することは認められていない。
2. 離婚事件においては、家庭裁判所が離婚原因としての不貞行為があると判断したときは、直ちに離婚を認める旨の審判を行うことができる。
3. 契約上の紛争で訴訟開始前に簡易裁判所に和解の申立てを行い、話し合って合意した内容が調書に記載されると、その記載は確定判決と同じ効力を生ずる。
4. 損害賠償請求事件では、最高裁判所は加害行為があったかどうかの事実認定につき必ず判断しなければならない。（民事）
5. 殺人事件では、最高裁判所は被告人が殺人を犯したかどうかの事実認定につき判断することは一切できない。（刑事）

審決

裁判所ではなく、行政が裁判類似の手続きによって行う行政上の決定。

審決は終審とはならない。 → 不服があれば裁判できる。

家事事件手続法

（調停前置主義） 家事事件手続法

第二百五十七条 第二百四十四条の規定により調停を行うことができる事件について訴えを提起しようとする者は、まず家庭裁判所に家事調停の申立てをしなければならない。

2 前項の事件について家事調停の申立てをすることなく訴えを提起した場合には、裁判所は、職権で、事件を家事調停に付さなければならない。ただし、裁判所が事件を調停に付することが相当でないと認めるときは、この限りでない。

3 裁判所は、前項の規定により事件を調停に付する場合においては、事件を管轄権を有する家庭裁判所に処理させなければならない。ただし、家事調停事件を処理するために特に必要があると認めるときは、事件を管轄権を有する家庭裁判所以外の家庭裁判所に処理させることができる。

和解調書

和解調書を記載したときは、確定判決と同一の効力を有する。

最高裁での事実認定

- 民事事件 → 事実認定は必ずしも必要でない。原判決の手続きの経過・判断の経過を事後的に審査するにとどまる。
- 刑事事件 → 事実認定をすることができる。（判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があると判断するとき）

ア、裁判所は、法令適用の前提となる事実の存否が確定できない場合であっても、裁判を拒否することはできない。

イ、最高裁判所は、憲法その他法令の解釈適用に関して、意見が前に最高裁判所のした裁判または大審院のした裁判と異なるときには、大法廷で裁判を行わなければならない。

ウ、ある事件について刑事裁判と民事裁判が行われる場合には、それぞれの裁判において当該事件に関して異なる事実認定がなされることがある。

エ、裁判は法を基準として行われるが、調停などの裁判以外の紛争解決方法においては、法の基準によらずに紛争の解決を行うことができる。

オ、上告審の裁判は、法律上の問題を審理する法律審であることから、上告審の裁判において事実認定が問題となることはない。

解答：ア・ウ・エが正しい。

事実の存否

法令適用の前提となる事実の存否が確定できない場合でも、裁判所は裁判を拒否できない。

証明責任（立証責任） → 真偽不明の場合は証明責任を負う当事者の敗訴となる。

事実認定

判決の基礎となる事実を認定すること。刑事裁判では厳格・ 民事裁判は自由

- 一つの事件で、民事事件としては認定され、刑事事件として認定されないといった結果も生じうる。

自由心証主義

訴訟法上の概念。事実認定・証拠評価について裁判官の自由な判断に委ねること

ADR 裁判外紛争処理手続

ADR は、Alternative Dispute Resolution の略称です。また、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」では「裁判外紛争解決手続」と規定されています。

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。）が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることにかんがみ、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 民間紛争解決手続 民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいう。

ただし、法律の規定により指定を受けた者が当該法律の規定による紛争の解決の業務として行う裁判外紛争解決手続で政令で定めるものを除く。

二 手続実施者 民間紛争解決手続において和解の仲介を実施する者をいう。

三 認証紛争解決手続 第五条の認証を受けた業務として行う民間紛争解決手続をいう。

四 認証紛争解決事業者 第五条の認証を受け、認証紛争解決手続の業務を行う者をいう。

実際上の種類 広義のADR

和解	裁判上の和解	確定判決と同一の効力 債務名義になる。
	裁判外の和解	民法上の和解契約
調停	民事調停 家事調停 労働争議の調停 確定判決と同一	
仲裁	仲裁法上の仲裁手続 確定判決と同一	

1. 概要

調停は、裁判のように勝ち負けを決めるのではなく、話し合いによりお互いが合意することで紛争の解決を図る手続です。

調停手続では、一般市民から選ばれた調停委員が、裁判官とともに、紛争の解決に当たっています。

2. 民事調停の特徴

- 手続が簡単

申立てをするのに特別の法律知識は必要ありません。申立用紙と、その記入方法を説明したものが簡易裁判所の窓口へ備え付けてありますので、それを利用して申立てをすることができます。終了までの手続も簡易なので、自分1人ですることができます。

- 円満な解決ができる

当事者双方が話し合うことが基本なので、実情に合った円満な解決ができます。

- 費用が低額

裁判所に納める手数料は、訴訟に比べて安くなっています。例えば、10万円の貸金の返済を求めるための手数料は、訴訟では1000円、調停では500円です。

- 秘密が守られる

調停は非公開の席で行いますので、第三者に知られたくない場合にも安心して事情を話すことができます。

- 早く解決できる

調停では、ポイントを絞った話し合いをしますので、解決までの時間は比較的短くて済みます。通常、調停が成立するまでには2、3回の調停期日が開かれ、調停成立などで解決した事件の約80%が3か月以内に終了しています。

3. 民事調停で取り扱う事件

民事調停は、民事に関する紛争を取り扱います。

その例としては、金銭の貸借や物の売買をめぐる紛争、交通事故をめぐる紛争、借地借家をめぐる紛争、農地の利用関係をめぐる紛争、公害や日照の阻害をめぐる紛争等があります。

また、借金をされている方等がこのままでは支払を続けていくことが難しい場合に生活の再生等を図るために債権者と返済方法を話し合う手続として、特定調停があります。

なお、離婚や相続など家庭内の紛争については、民事調停ではなく、家事調停で取り扱っています。

医事関係、建築関係、賃料の増減、騒音・悪臭等の近隣公害などの解決のために専門的な知識経験を要する事件についても、医師、建築士、不動産鑑定士等の専門家の調停委員が関与することにより、適

切かつ円滑な解決を図ることができます。こうした事件は、最初から調停事件として申し立てることもできますが、訴訟を提起した場合でも、調停委員の専門的知見を活用するために、事件が調停に移される(これを「付調停」といいます。)こともあります。

三審制

日本では、原則として3回裁判を受けることができる。



地方裁判所 — 控訴 → 高等裁判所 — 上告 → 最高裁判所

但し、内乱罪や選挙に関する行政訴訟等は高等裁判所が第一審裁判所となる。

第一審裁判所が簡易裁判所であった場合、控訴は地方裁判所、上告は高等裁判所になる。（民事の場合）

裁判所の審級制度

我が国は、正しい裁判を実現するために三審制度，すなわち，第一審，第二審，第三審の三つの審級の裁判所を設けて，当事者が望めば，原則的に3回までの反復審理を受けられるという制度を採用しています。第一審の裁判所の判決に不服のある当事者は，第二審の裁判所に不服申立て（控訴）をすることができ，第二審の裁判所の判決にも不服のある当事者は，更に第三審の裁判所に不服申立て（上告）をすることができます。この審級関係において上位にある裁判所を上級裁判所，下位にある裁判所を下級裁判所と呼び，不服申立ての控訴と上告を併せて上訴といいます。

個々の裁判所は、それぞれ独立して裁判権を行使し、たとえ下級裁判所であっても上級裁判所の指揮監督を受けることはありませんが、下級裁判所の裁判に不服のある当事者から上訴があったときは、上級裁判所は、下級裁判所の裁判の当否を審査する権限を有し、当該事件に関する限り、上級裁判所の判断が下級裁判所の判断より優先し下級裁判所を拘束するのです。このような制度を審級制度と呼んでいます。

裁判官の意見

合議制の裁判の場合、評議は公開しないこととなっている。（裁判所法 75 条）

ただし、**最高裁判所については、**「各裁判官の意見を表示しなければならない。」（裁判所法 1 条）

再審

確定した判決について、一定の要件を満たす重大な理由がある場合、確定判決の取消と再審理を求める不服申立・その審判

民事：確定判決に不服がある側が再審を請求できる

刑事：有罪判決を受けた者の利益のためにしか行うことができない

第四編 再審 刑事訴訟法

第四百三十五条 再審の請求は、左の場合において、有罪の言渡をした確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これを行うことができる。

- 一 原判決の証拠となつた証拠書類又は証拠物が確定判決により偽造又は変造であつたことが証明されたとき。
- 二 原判決の証拠となつた証言、鑑定、通訳又は翻訳が確定判決により虚偽であつたことが証明されたとき。
- 三 有罪の言渡を受けた者を誣告した罪が確定判決により証明されたとき。但し、誣告により有罪の言渡を受けたときに限る。

四 原判決の証拠となつた裁判が確定裁判により変更されたとき。

五 特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を害した罪により有罪の言渡をした事件について、その権利の無効の審決が確定したとき、又は無効の判決があつたとき。

六 有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな証拠をあらたに発見したとき。

七 原判決に関与した裁判官、原判決の証拠となつた証拠書類の作成に関与した裁判官又は原判決の証拠となつた書面を作成し若しくは供述をした検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が被告事件について職務に関する罪を犯したことが確定判決により証明されたとき。但し、原判決をする前に裁判官、検察官、検察事務官又は司法警察職員に対して公訴の提起があつた場合には、原判決をした裁判所がその事実を知らなかつたときに限る。

第四編 再審 民事訴訟法

（再審の事由）

第三百三十八条 次に掲げる事由がある場合には、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる。ただし、当事者が控訴若しくは上告によりその事由を主張したとき、又はこれを知りながら主張しなかつたときは、この限りでない。

一 法律に従って判決裁判所を構成しなかつたこと。

- 二 法律により判決に関与することができない裁判官が判決に関与したこと。
 - 三 法定代理権、訴訟代理権又は代理人が訴訟行為をするのに必要な授權を欠いたこと。
 - 四 判決に関与した裁判官が事件について職務に関する罪を犯したこと。
 - 五 刑事上罰すべき他人の行為により、自白をするに至ったこと又は判決に影響を及ぼすべき攻撃若しくは防御の方法を提出することを妨げられたこと。
 - 六 判決の証拠となった文書その他の物件が偽造又は変造されたものであったこと。
 - 七 証人、鑑定人、通訳人又は宣誓した当事者若しくは法定代理人の虚偽の陳述が判決の証拠となったこと。
 - 八 判決の基礎となった民事若しくは刑事の判決その他の裁判又は行政処分が後の裁判又は行政処分により変更されたこと。
 - 九 判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと。
 - 十 不服の申立てに係る判決が前に確定した判決と抵触すること。
- 2 前項第四号から第七号までに掲げる事由がある場合においては、罰すべき行為について、有罪の判決若しくは過料の裁判が確定したとき、又は証拠がないという理由以外の理由により有罪の確定判決若しくは過料の確定裁判を得ることができないときに限り、再審の訴えを提起することができる。
- 3 控訴審において事件につき本案判決をしたときは、第一審の判決に対し再審の訴えを提起することができない。